

東近江市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年8月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市保健センター条例の一部を改正する条例

東近江市保健センター条例（平成17年東近江市条例第165号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市東近江保健センター条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的として、東近江市東近江保健センター（以下「保健センター」という。）を東近江市東中野町4番5号に設置する。

2 保健センターの分館として、東近江市能登川保健センター（以下「保健センター分館」という。）を東近江市猪子町124番地に設置する。

（事業）

第2条 保健センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査、検診及び予防接種に関する事業
- (2) 健康相談及び健康づくりに関する事業
- (3) 保健衛生及び健康増進に関する事業
- (4) 介護予防に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 保健センター分館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 乳幼児の健康診査に関する事業

- (2) 健康相談及び健康づくりに関する事業
- (3) 保健衛生及び健康増進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第3条を削る。

第4条中「センター」を「保健センター及び保健センター分館」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第3条の業務」を「第2条の事業」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条から第11条までを削る。

第12条中「センター」を「保健センター及び保健センター分館」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「損害賠償」を「賠償額」に改め、同条を第6条とする。

第13条を第7条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。